

大阪退職者連合
2021年度定期総会
経過報告・活動方針(案)

基準日：2020年11月26日（木）書面議決による開催

生き生きと安心して暮らせる社会にしよう！

．．．．．2020・2021 年度現行役員体制．．．．．

No	役 職	組 織 名	役職・組織名	氏 名
1	顧問	自治労	大阪退職者連合前会長	有元 章博
2	顧問	自治労（都市交）	大阪退職者連合（連合大阪高齢・退職者の会）元会長	岡副 常雄
3	顧問	U Aゼンセン	大阪退職者連合（連合大阪高齢・退職者の会）元会長	三ツ木宣武
4	顧問	連合大阪	連合大阪会長	田中 宏和
5	会長	基幹労連	基幹労連大阪府本部退職者の会	林 晃
6	副会長	J R連合	J R連合大阪府協議会退職者連絡会	青谷 重利
7	副会長	自治労（都市交）	自治退大阪交通退職者協議会	上田 一男
8	副会長	自治労	自治退大阪府職退職者会	植本眞砂子
9	副会長	連合大阪	連合大阪	香川 功
10	副会長	日教組	大阪府退職教職員連絡会協議会	富森 和男
11	副会長	情報労連	情報労連N T T 労組退職者の会大阪支部協議会	中井 秀禮
12	副会長	電機連合	電機連合大阪地協・退職者連合	信田 昭也
13	副会長	U Aゼンセン	U Aゼンセン友の会大阪府支部	平岡 宣次
14	副会長	J A M	J A M大阪シニアクラブ	森本 實
15	副会長	日教組	大阪府退職女性教職員の会	横川万寿美
16	副会長	連合東大阪区地協	大阪退職者連合・東大阪退職者会	米田 治
17	事務局長	自治労	自治退大阪市職員退職者会	徳永 秀昭
18	事務局次長	U Aゼンセン	U Aゼンセン友の会大阪府支部	大塚 義彦
19	事務局次長	自治労	自治退豊中市職員退職者会	山本 修
20	幹事	J P 労組	J P 労組大阪連絡協議会退職者の会	安達 哲雄
21	幹事	情報労連	情報労連N T T 労組退職者の会大阪支部協議会	池尻 貞男
22	幹事	U Aゼンセン	U Aゼンセン友の会大阪府支部	上田 良則
23	幹事	自治労	自治退大阪市従退職者会	上谷 高正
24	幹事	情報労連	情報労連N T T 労組退職者の会大阪支部協議会	掛川つねみ
25	幹事	J A M	J A M大阪シニアクラブ	狩谷 道生
26	幹事	自治労	自治退大阪市学校給食調理員組合退職者会	黒瀬 順子
27	幹事	基幹労連	基幹労連大阪府本部退職者の会	小林 勝
28	幹事	私鉄総連	私鉄関西地連高齢者・退職者の会連絡協議会	坂野 弘志
29	幹事	自治労	自治退豊中市職員退職者会	島村 啓二
30	幹事	J A M	J A M大阪シニアクラブ	清水 謙一
31	幹事	電機連合	電機連合大阪地協・退職者連合	新保 市弘
32	幹事	自治労	自治退自治労東大阪市退職者会	杉浦 敏次
33	幹事	電力総連	関西電力総連高齢・退職者の会	高田 行雄

34	幹事	連合大阪	連合大阪	竹尾 稔
35	幹事	自動車総連	ダイハツ臯月会	辻 雅文
36	幹事	地域ユニオン	大阪地域合労OB・OG会	辻本 慶子
37	幹事	印刷労連	印刷労連関西地協退職者の会	中川 馨
38	幹事	UAゼンセン	UAゼンセン友の会大阪府支部	西浦まつ子
39	幹事	日教組	大阪府退職女性教職員の会	橋本佳代子
40	幹事・監査	森林労連	近畿中国地方林野関連退職者の会大阪支部	福井 温信
41	幹事	近畿労金	近畿労働金庫退職者会大阪支部	福間 清
42	幹事	日教組	大阪府退職教職員連絡会協議会	藤田 修
43	幹事・監査	交通労連	交通労連関西OB友愛会	水畑 正雄
44	幹事	JR連合	JR連合大阪府協議会退職者連絡会	森本 治
45	幹事	地方ユニオン	連合大阪スタッフユニオンOB会	森安 弘之
46	幹事	自治労（都市交）	自治退大阪交通退職者協議会	山口百合子
47	幹事	運輸労連	運輸労連大阪府連合会退職者の会	山本 治則
48	幹事	自治労（都市交）	自治退大阪交通退職者協議会	和多田 博
49	幹事	全水道	大阪市水道局退職者会	和田 滋
50	幹事	連合高槻連絡会	大阪退職者連合・北摂退職者連合	大田 修
51	幹事	連合東大阪区地協	大阪退職者連合・東大阪退職者会	徳野 稔
52	幹事	連合吹摂地区協	大阪退職者連合・吹摂退職者会	原 正己
53	幹事	連合豊能地区協	大阪退職者連合・豊能退職者連合	福原 輝幸
54	幹事	大阪市地域協議会	大阪市地域協議会役員OB会	須川伊和夫

※任期途中の幹事会での役員変更の経過

2020年9月24日 第5回幹事会

幹事 須川伊和夫（大阪市地域役員OB会）新規加盟による追加

活 動 経 過 報 告

大阪退連関係

1. 大阪退連 2019 年度第 19 回定期総会

日 時：2019 年 11 月 26 日（水）13：30～17：00

場 所：エルおおさか南館 5 階ホール

内 容：(1)「南海トラフ地震への備え」湯井恵美子さん記念講演会
(2)2019 年度活動経過報告、2019 年度決算、会計監査報告
(3)2020 年度活動方針、2020 年度予算
(4)2020 年～2021 年度役員体制

参加者：195 人

2. 退職者会事務局専従者等交流会

日 時：2019 年 12 月 17 日（火）17：00～

場 所：でんでん（中央区）

内 容：大阪退連の各退職者会の専従役員の交流会

参加者：18 人

3. 大阪退連第 1 回四役会議

日 時：2020 年 1 月 8 日（水）11：00～

場 所：連合大阪小会議室

内 容：近ブロハイキング、各種委員会の設置、介護保険自治体要請について

参加者：13 人

4. 大阪退連第 1 回幹事会・交流会

日 時：2020 年 1 月 21 日（火）15：00～

場 所：錦城閣（中央区）

内 容：近ブロハイキング、日本退連組織実態調査について

参加者：45 人

5. 大阪退連第 2 回四役会議

日 時：2020 年 2 月 20 日（木）15：00～

場 所：連合大阪小会議室

内 容：介護保険自治体要請、日本退連組織実態調査について

参加者：15 人

6. 大阪退連第 2 回幹事会

日 時：2020 年 3 月 24 日（火） **持ち回り開催**

7. 連合大阪と大阪退連懇談会

日 時：2020年3月26日（月）17：00～
場 所：連合大阪中会議室
内 容：連合大阪と大阪退連の連携強化について
出 席：6人

8. 大阪退連第3回四役会議

日 時：2020年4月23日（木） **持ち回り開催**

9. 大阪退連第3回幹事会

日 時：2020年5月26日（火） **中止**

10. 2020 大阪高齢者集会

日 時：2020年6月2日（火） **延期⇒中止**

11. 大阪退連第4回四役会議

日 時：2020年6月25日（木）15：00～
場 所：連合大阪中会議室
内 容：大阪高齢者集会、近ブロハイキング、近ブロ総会について
出 席：15人

12. 大阪退連第4回幹事会

日 時：2020年7月28日（火）13：30～
場 所：エル大阪708会議室
内 容：大阪高齢者集会、大阪退連定期総会についてほか
出 席：44人

13. 大阪退連第5回四役会議

日 時：2020年8月27日（木）15：00～
場 所：連合大阪小会議室
内 容：大阪退連定期総会関係、介護保険自治体要請案についてほか
出 席：14人

14. 大阪退連女性役員懇談会

日 時：2020年9月1日（火）15：00～
場 所：連合大阪中会議室
内 容：大阪退連の女性参画について
出 席：10人

15. 大阪退連地区組織懇談会

日 時：2020年9月9日（水）15：00～
場 所：連合大阪小会議室
内 容：大阪退連の組織強化・拡大について
出 席：12人

16. 大阪退連・地域協議会事務局長懇談会

日 時：2020年9月11日（金）15：00～
場 所：連合大阪中会議室
内 容：大阪退連の地区OB会の結成についてほか
出 席：10人

17. 大阪退連第5回幹事会

日 時：2020年9月24日（木）15：00～
場 所：エル大阪南館5階ホール
内 容：介護保険制度自治体要請、大阪退連定期総会についてほか
出 席：46人

18. 大阪退連第6回四役会議

日 時：2020年10月1日（木）12：00～
場 所：連合大阪中会議室
内 容：大阪退連総会についてほか
出 席： 人

19. 大阪退連第6回幹事会

日 時：2020年10月20日（火）13：30～
場 所：赤十字会館3階会議室
内 容：大阪退連定期総会についてほか
出 席： 人

近プロ退連関係

1. 退職者連合近畿ブロック第1回幹事会・交流会

日 時：2020年1月30日（木）11：30～
場 所：東天紅OMM店
内 容：近プロ年間活動計画についてほか
出 席：21人

2. 退職者連合近畿ブロック事務局長会議

日 時：2020年6月18日（木）12：00～
場 所：連合大阪小会議室

内 容：2020 近ブロハイキング、近ブロ定期総会についてほか
出 席：徳永事務局長他 8 人

3. 退職者連合近畿ブロック幹事会

日 時：2020 年 9 月 3 日（木）12：00～
場 所：シティプラザ大阪
内 容：近ブロハイキング、近ブロ総会についてほか
出 席：20 人

4. 退職者連合近畿ブロックハイキング

日 時：2020 年 10 月 27 日（火） **中止**
場 所：梅小路公園・京都市

5. 退職者連合近畿ブロック定期総会

日 時：2020 年 10 月 13 日（火） **書面議決開催**

日本退連関係

1. 日本退職者連合第 2 回幹事会

日 時：2019 年 11 月 13 日（水）13：30～
場 所：連合会館会議室
内 容：2020 事務局長会議の開催について、その他
参加者：林会長

2. 日本退職者連合第 3 回幹事会

日 時：2020 年 1 月 15 日（水）13：00～
場 所：連合会館会議室
内 容：2020 年春要求、その他
参加者：林会長

3. 全国事務局長会議

日 時：2020 年 2 月 12 日（水）13：00～
場 所：連合会館会議室
内 容：2020 年度春の政策要請、その他
参加者：徳永事務局長

4. 政策制度要求実現 2.13 院内集会

日 時：2020 年 2 月 13 日（木）10：00～
場 所：参議院会館大会議室
内 容：2020 年度政策要請

参加者：徳永事務局長

5. 男女平等参画推進のための第8回学習会・地方退職者連合交流会

日 時：2020年3月6日（金） 延期

6. 日本退職者連合第4回幹事会

日 時：2020年3月18日（水） 延期

7. 日本退職者連合第4回幹事会

日 時：2020年4月13日（水） 持ち回り開催

8. 日本退職者連合第5回幹事会

日 時：2020年5月20日（水） 持ち回り開催

9. 日本退職者連合第6回幹事会

日 時：2020年6月10日（水） 持ち回り開催

10. 日本退職者連合全国代表者会議

日 時：2020年7月14日（火） 中止

11. 日本退職者連合第24回定期総会

日 時：2020年7月15日（水） 中止

12. 日本退職者連合第7回幹事会

日 時：2020年7月15日（水） 13：30～

場 所：連合会館会議室

内 容：当面の取り組みについて

参 加：地方退連は持ち回り参加

13. 日本退職者連合第1回幹事会

日 時：2020年8月25日（火） 持ち回り開催

14. 2020 全国高齢者集会

日 時：2020年9月15日（火） 中止

15. 2019 全国代表者会議

日 時：2020年9月16日（水） 中止

関係団体と介護保険自治体要請関係

2019年

<12月>

- 3日(火) 15:00 同志会三役会 (連合大阪会議室)
4日(水) 13:00 U Aゼンセン友の会総会 (東天紅)

2020年

<1月>

- 8日(水) 13:00 連合大阪新春の集い (帝国ホテル大阪)
25日(土) 12:00 東大阪退職者会新年互例会 (すし半:布施店)
31日(金) 10:00 介護保険自治体要請・吹田市 (吹田市役所)

<2月>

- 5日(水) 13:00 介護保険自治体要請・堺市 (堺市社会福祉会館)
6日(木) 10:00 介護保険自治体要請・豊中市 (豊中市暮らし館)
6日(木) 14:00 介護保険自治体要請・大阪府 (大阪府庁別館)
7日(金) 10:00 介護保険自治体要請・大阪市 (大阪市役所)
7日(金) 14:00 北方領土の日祈念府民大会 (中央公会堂大ホール)
10日(月) 14:00 介護保険自治体要請・八尾市 (八尾市役所)
14日(月) 10:00 介護保険自治体要請・枚方市 (枚方市民会館)
20日(木) 10:00 介護保険自治体要請・東大阪市 (東大阪市役所)
26日(水) 10:00 介護保険自治体要請・高槻市 (高槻市総合センター)
27日(木) 13:00 同志会三役会 (大阪市地域協会議室) **延期**
27日(木) 15:00 同志会役員会 (大阪市地域協会議室) **延期**

<3月>

- 6日(金) 18:30 2020 春闘総決起集会 (扇町公園) **中止**
6日(金) 10:00 なにわ美術展 (エルおおさか) ~11日(水) **中止**
8日(日) 14:00 北摂退職者連合「2020 新春研修会」(ジオ阪急高槻1階) **中止**

<4月>

- 8日(水) 10:30 基幹大阪シニアクラブ第13回総会 (キャッスルホテル) **延期**

<5月>

- 1日(金) 9:40 第91回大阪地方メーデー (大阪城公園 太陽の広場) **WEB開催**
終了後、連合大阪結成30周年イベント**中止** ~15:00
22日(金) 大阪市退職公務員協議会結成60周年記念式典 (大成閣) **延期**

<8月>

- 22日(土) 14:00 第19回東大阪退職者会総会 (東大阪市立社会教育センター)
28日(金) 14:00 大阪市地域協議会役員OB会第11回総会 (エル大阪南館734会議室)

2020年度 会計決算報告

2020年度一般会計決算 (2019年9月1日～2020年8月31日)

収入の部

科目	予算	決算	差額	摘要
前期繰越金	1,026,596	1,026,596	0	
会費	1,447,000	1,447,000	0	各退職者組織の年会費
交付金	3,900,000	3,900,000	0	連合大阪交付金
雑収入	245,000	122,162	122,838	「同志会」事務取扱費、祝儀・利息・配当
合計	6,618,596	6,495,758	122,838	

支出の部

科目	予算	決算	差額	摘要
会議費	1,200,000	762,870	437,130	幹事会、四役会議の交通費等
行事費	1,400,000	585,504	814,496	高齢者集会、近プロ行事、定期総会等
活動費	2,200,000	2,085,135	114,865	事務局活動費・交通費、諸行動費等
組織対策費	450,000	278,700	171,300	総会等祝金・地区組織・女性役員連絡会他
教宣費	440,000	220,000	220,000	ふれあい大阪印刷費
通信費	20,000	0	20,000	はがき代等
分担金	40,000	40,000	0	退職者連合納付金、自然と緑会費
雑費	40,000	0	40,000	事務用品・事務機器代等
拠出金	400,000	400,000	0	特別会計繰入(2ヵ年分)
予備費	428,596	0	428,596	
合計	6,618,596	4,372,209	2,246,387	

2020年度特別会計決算報告書 (2019年9月1日～2020年8月31日)

収入の部

科目	予算	決算	差額	摘要
前期繰越金	1,018,410	1,018,410	0	
繰入金	400,000	400,000	0	
雑収入	86	86	0	利息
合計	1,418,496	1,418,496	0	

支出の部

科目	予算	決算	差額	摘要
周年事業支出	0	0	0	
次年度繰越金	1,418,496	1,418,496	0	
合計	1,418,496	1,418,496	0	

財産目録

科目	金額	備考
出資金	100,000	近畿労働金庫出資金
預金・現金	2,123,549	近畿労働金庫(普通口座4838101)預金 2,123,549円 現金 0円

総収入 6,495,758円から総支出 4,372,209円を差し引いた 2,123,549円を、次年度に繰り越します。

会計監査報告書

大阪退職者連合
会長 林 晃 様

大阪退職者連合 2020 年度会計（一般会計・特別会計）の監査結果を、下記のとおり報告
します。

記

1. 期 間

2019 年 9 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日まで

2. 監査書類

現金、預金通帳及び出資証書、金銭出納簿、収支伝票綴、収支仕分帳

3. 監査日と場所

日 時 2020 年 10 月 6 日（火）15：00～

場 所 連合大阪中会議室

4. 所 見

監査の結果、決算報告書はすべての収支を正確に表示し、証拠書類により帳簿集計など
は照合合致し、正しく処理されていることを認めます。

以上

会計監査 福井 温信



会計監査 水畑 正雄



I. はじめに

大阪退職者連合（以下、大阪退連）は、日本退職者連合の運動方針を基本とし、連合大阪、退職者連合近畿ブロック協議会（以下、近畿ブロック）などと連携を密にして、今後1年間活動を行います。

II. 取り巻く情勢について

1. 日本の経済

ここ四半世紀ほどの日本の経済情勢には、経済の金融化と所得格差拡大の悪循環が典型的に表れています。名目GDPは1997年をピークに、この20年間の平均成長率は年率0.1%にとどまっています。企業の収益構造も変化し、本業の儲けを表す営業利益よりも利子や配当など営業外収支を加味した経常利益が大きくなる状態が継続し、企業の金融収益依存体質が浮き彫りになっています。一方対照的に、毎月勤労統計の実質賃金（現金給与総額）は、過去のピークである1997年からの2019年までの間に13%以上も低下しています。

足元では昨年10月の消費税増税の影響もあって、10-12月期の実質GDP成長率は年率マイナス7.2%、2020年1-3月期は新型コロナウイルス感染症による需要減少で年率マイナス2.2%、4-6月期はさらに年率マイナス27.8%と3四半期連続の減少となりました。購買力を底支えするためには、消費税の軽減税率に代えて、給付つき税額控除の導入など低所得者対策が喫緊の課題です。同時に、今後のコロナ感染症の拡大が不透明な中で、相当な期間のマイナス成長が見込まれることから、抜本的な経済対策の見直しが必要です。

2. 感染症への脆弱性

新型コロナウイルス感染症は1月に最初の感染者が見つかり、初の死亡者が出た2月には中国からの帰国者などから感染が広がり、安倍首相は根拠と対応策を欠いたままの「政治判断」で大型イベントの自粛や全国小中学校等の一斉休校を要請しました。3月には欧米諸国からの帰国者を中心に再び感染が拡大するなど初期対応の拙劣さが露呈しました。その後、世界的な流行拡大に歯止めが掛からない中で、4月には政府に強大な権限を付与する緊急事態宣言が全国に発せられました。

医療関係者をはじめとしたエッセンシャル・ワーカーの奮迅の働きにより、いまのところ感染のオーバーシュート（爆発的拡大）は生じておらず、全国に発令された緊急事態宣言は5月25日までにすべて解除されました。この間に感染症の拡大に対する無防備と脆弱性が明らかになりました。新型コロナウイルス検出のPCR検査も抑えられたままです。この背景には新自由主義的な営利と効率のみを優先する政策の結果、専門医師やスタッフの人材不足、無症状や軽症者の収容施設、入院病床、人工呼吸器機、医療用防護服やマスクなど施設・機材の不足など公衆衛生の質の低下を露呈しました。

感染症に対する政府の施策は、国民の期待に応えるものになっていません。「アベノマスク」の全戸配布は、不良品の回収検品に手間取り2ヶ月以上経っても配付完了すらできず、

完全な税金の無駄遣いとなりました。また中小企業を支援する持続化給付金では、電通やパソナが設立したトンネル法人を介して、多額の手数料が設立企業に渡る「税金の中抜き」疑惑が生じています。コロナ対策の第2次補正予算でも使途不詳の10兆円を予備費として計上するなど、感染症を千載一遇の機会として利権にむすびつけているのではとの疑惑が持たれています。

Ⅲ. 取り組みの重点と方向

1. 「安心・信頼の社会保障制度」の確立

(1) 持続可能性と機能強化が脅かされる社会保障制度

年金・医療・介護など社会保障制度の持続可能性が失われつつあります。とくに「全世代型社会保障検討会議」は、労働界や医療・介護現場の代表は1人も入っていないという偏ったメンバー構成です。同検討会議の2019年12月の中間報告では大幅な負担増や給付削減につながる施策は先送りされました。それでも、高齢者の暮らし向きは厳しさを増しています。高齢者の単独世帯が急増する一方で、「老々介護」の問題も深刻の度合いを増すとともに、「80・50問題」のさらなる拡がりも懸念されます。

今年度は、介護保険制度発足から20年の節目になります。この間のサービス切り下げと利用者負担増の連続と介護報酬切り下げによって、介護人材の不足を招き介護保険制度は崩壊寸前の事態になっています。介護保険の当初の理念である、「介護の社会化・応益負担・自己決定・地方分権」などが大きく変節している現状を打開しなければなりません。

75歳以上の後期高齢者医療保険制度の保険料は、2020・2021年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額6,397円となる見込みで、前年度から439円(7.4%)増額となっています。

また今年度の年金支給額は、2年連続マクロスライドが適用され0.2%の微増に止まり実質的には減額となりました。現受給者と将来世代の年金水準を維持するためには、なにより雇用の質の改善と賃上げが必要です。

(2) 全世代的な雇用の劣化と「高年齢者雇用対策」

雇用の劣化に歯止めが掛かりません。今年4月から実施された「同一労働同一賃金」も同一企業内における一部手当等の支給基準に適用されるのみで、本来の同一労働同一賃金とは似て非なるものです。一方で、先行きを見通せない新型コロナウイルス感染症により、日本全体の経済が停滞し、企業倒産、失業が増加するなど労働者の働く環境の厳しさが増えています。また、2021年4月施行の改正高年齢者雇用安定法では、70歳までの就労確保措置として、委託契約など雇用によらない就労形態が容認されることとなっています。これが政府の描く「生涯現役社会」の姿ならば、それは全世代の雇用劣化に道を開くものと言わねばなりません。

2. 政治の変革に向けた取り組み

安倍政権下では官僚や裁判所への統制が強まっていますが、こうした事態に警鐘を鳴らすべきマスメディアの政権付度も顕著になっています。NHKは会長の任命権を持つ経営委員会が安倍首相に近い委員で構成されるようになり、ニュースなどの報道姿勢は政府広報のようです。民放や新聞各社の幹部も安倍首相に懐柔され、政府に批判的なキャスタ

一が更迭されたり記者が左遷されたりということが生じていました。

安倍政権は民意を省みることのない独断専横の政治を推し進めていました。沖縄では辺野古基地建設を巡って、知事選、県民投票、衆院補選と三度にわたって示された「建設反対」の民意を無視した基地建設が強引に進められ、宮古島・石垣島への自衛隊警備部隊やミサイル基地建設、あるいは秋田県への迎撃ミサイル・イージスアショアの配備でも地元への十分な説明や理解のないまま配備しようとしてきましたが、結果として見送られました。

また唯一の被爆国民の切実な願いである世界の非核化については、2015年の核兵器拡散防止条約（NPT）再検討会議で核兵器禁止文書に賛同せず、2017年に国連で採択された核兵器禁止条約にも、日本がアメリカの核の傘の下にある以上条約には賛成できないとの立場に固執しています。2020年のNPTは延期となりましたが、継続的な核軍縮と2050年核兵器廃止を求めています。

安倍首相は、8月28日に記者会見を開き、突然に総理大臣の職を辞すると表明しました。新たに誕生した菅政権は、安倍首相の政策を継承する立場で、森友・加計・桜問題については黙殺する姿勢にあります。さらに、菅総理は自民党総裁選の時から自らの政策理念として「自助・共助・公助」を掲げており、社会保障制度の切り捨てを目論むより厳しい立場と見なければなりません。

一方で野党は、立憲民主党と国民民主党が合流し、新たに「立憲民主党」として誕生しましたが、連合推薦議員の一部で合流を達成することができませんでした。結果、今後の連合の政治活動に、課題を残すこととなりました。いずれにしても連合結成30年を振り返り、結成の原点に立ち返り共に進める取り組みが求められます。

3. 組織の拡大・強化および女性の参画促進

- (1) さまざまな課題に取り組むためには、何より強固な組織体制が必要です。日本退職者連合は、2012年に策定した「組織拡大・強化アクションプラン」による「100万人会員」体制をめざし取り組みを行っています。
- (2) 「大阪退連」の2020年の実態調査では、2018年より約7百人の会員が減少しています。退職者連合会員の加入促進に向けて、現役と連携を密にし、「現退対話」「組織拡大強化推進委員会」等の活動を強化します。
- (3) 大阪退連は、2017年に「地区退職者組織の組織拡大・強化の「めざす方向」について」を確認してきました。2018年以降、この方針の具体化に向け取り組みを行っており、前年度に大阪市地域役員OB会の組織加盟が実現したことを踏まえ、今年も取り組みを強化します。地域における取り組みは「継続」することが重要で、5地区・地域退職者組織と意見交換を行い、連合大阪地域・地区協議会と連携し取り組みます。
- (4) また女性会員の拡大については、女性役員懇談会を開催し意見交換を継続しました。これらの取り組みを積み重ね、会員・役員の拡大に取り組みます。

4. 連合大阪と連携をした取り組みの強化

- (1) 大阪退連の具体的活動展開に当たっては、連合大阪を中心に現役組織と連携して取り組みます。特に「社会保障制度改革・改善」などの国民的課題の取り組みに当たっては、現役と退職者が密接に連携していくことが不可欠です。
- (2) 「2020大阪高齢者集会」は、コロナ感染症により開催できませんでした。今年度は、

現退一致した取り組みとしての定着化を継続するため取り組みを一層強化します。

- (3) 連合・連合大阪が進める大衆行動やキャンペーンと、引き続き連携を図ります。さらに「組織の拡大・強化」および「環境活動」などの取り組みについても、連合・各退職者組織と連携して取り組みます。
- (4) また、近年自然災害が多発し、多くの被害が出ています。災害が発生すれば高齢者に、より多くの被害が及びます。連合大阪、連合近畿ブロック協議会と連携し、被害防止に向けて日常的な防災意識の活動や、災害が発生した際の情報交換・情報共有に努めます。

5. 「近畿ブロック」と連携した取り組みの強化

- (1) 近畿ブロックは、近畿6府県の退職者組織が連携を密に活動をしており、日本退職者連合の中でも他のブロック活動に例を見ない活動になっています。
- (2) とくに、毎年各府県の持ち回りで実施している「秋のハイキング」は、「健康対策・行楽行事」のみならず、近畿6府県の結束の証として根付き、また1年に一度の「仲間との顔合わせ」の場としての役割を果たしています。しかし昨年度は、コロナ感染症によりハイキングを中止することになりました。この経過から、今年度も京都退連が担当し開催されます。近畿ブロックと連携し、積極的な取り組みを図ります。
- (3) 日本退職者連合は、2018年度よりブロック活動の強化のため、ブロック代表を日本退職者連合幹事会に参加させることにし、活動の活性化をめざしています。これらの方向を踏まえ、近畿ブロックの交流を一層活性化させます。

IV. 具体的な活動

1. 社会保障制度の改善を求める活動

日本退職者連合が取り組む「2020年度政策・制度要求」について、大阪退連として、連合大阪推薦の国会議員に協力要請します。

2. 地方自治体への政策提言・要請活動

- (1) 大阪府及び府域の全自治体に対して、「2021年度介護保険制度・高齢者介護保健福祉制度等に係る要請」を行い、回答を求めます。大阪府をはじめ政令市・中核市などに意見交換の場を要請し、実態把握と制度充実に努めます。
- (2) 大阪府・市町村に対する政策全般については、連合大阪の「提言・要求」を作成する政策委員会に参画して意見反映を行います。

3. 「2021大阪高齢者集会」の開催

2021年度の「大阪高齢者集会」は、2021年6月1日（火）にドーンセンターで開催します。昨年度の高齢者集会を中止したことから、これまでも増して連合大阪と連携し、「現退一致」の取り組みを進めます。

4. 政治活動の推進

新たに誕生した菅政権は、コロナ感染症対策を優先させるとして、直近での衆議院の解散、総選挙はないと表明しています。しかし、いつ総選挙があってもおかしくない状況に

変わりはありません。こうした時期であるからこそ、これまでの政治活動や選挙態勢の抜本的見直しをおこなうとともに、衆議院の解散総選挙がいつ行われても対応できる体制の構築を図ることが重要です。

また、大阪では、「維新の会」が一定の政治地盤を築いたと見なければなりません。大阪退連は、この政治状況を打開するため、「維新の会」に対抗できる勢力の構築をめざし、連合大阪と現退一致で、政治の流れを変える取り組みを強化します。

とくに、直近の政治活動としては、新型コロナ対策で「大阪モデル」として、全国的に有名になった大阪府の吉村知事は、松井大阪市長と共に大阪都構想の住民投票の実施に向けて邁進しています。

6月19日に開かれた大都市制度（特別区設置）協議会では、大阪市を廃し、特別区に分割する制度案（協定書）が採決され、大阪維新の会と公明党、自民党府議団の賛成多数で可決されました。引き続き、総務省との協議を経て大阪府議会、大阪市会で協定書案が可決され11月1日にも再び住民投票が実施されることとなりました。

「大阪都構想」は2015年の住民投票ですでに否決されたものです。しかも、協定書の制度設計の基礎となる財政シミュレーションについては、コロナ感染症対策により、大阪府・市の財政状況が大きく悪化するおそれが高まるにもかかわらず、見直しもせず住民投票で判断を求めるのは、極めて無責任と言わざるを得ません。大阪退連は、「大阪都構想」に反対する取り組みを進めます。

5. 組織拡大と強化

(1) 日本退職者連合の「組織拡大・強化アクションプラン（長期目標 300 万人会員、中期目標 100 万人会員計画）に基づき取り組みを行います。

(2) 組織拡大に向けて、連合大阪と連携し、以下の具体的活動を行います。

①「組織拡大・強化委員会」の活動を強化します。

②現役組織と連携を密にし、協力を得ながら会員の拡大に努めます。

③組織強化の活動

- ・組織拡大・強化に向けて、連合大阪役員との意見交換を活発化させます。
- ・地区組織の拡大強化に向けて「地区組織連絡会」を開催します。
- ・連合大阪地域協・地区協と連携を強めます。また連合大阪地域「役員OB会(退職者を含む)」と交流を活発化させ対話を深め、今後の組織連携の具体的な在り方を検討していきます。
- ・労福協、労金、こくみん共済 coop との連携強化を図ります。

6. 男女共同参画について

(1) 女性役員懇談会で意見交換を定例化・活発化させてきました。これらの取り組みを継続させ、女性会員・役員拡大に努めます。

(2) 男女共同参画に関する学習会を実施し理解を深めることとし、各種会議・行事等への女性の積極的参加をすすめます。

7. 平和運動・環境運動

(1) 各退職者組織が現役と連携して、連合の平和運動（広島・長崎・沖縄・北方領土）に取り

組むこととします。

- (2)「連合大阪の森」再生プロジェクト等環境運動の一環として取り組みを行った「連合大阪高退会結成5周年記念植樹」の雑木伐採等の整備を、連合大阪と連携し取り組みます。

8. 教宣活動

- (1)機関紙「ふれあい大阪」は年2回定例発行します。
(2)政策課題、退職者の健康・生活関連などに関する「講演・研修会」を開催します。

9. 関係組織と連携した活動

日本退職者連合、退職者連合近畿ブロック協議会、連合大阪等の諸行事・諸活動に積極的に参加し、連携した活動を行います。

10. 労働福祉団体の活動協力

こくみん共済coopの生涯保障設計の推進、労働金庫の「いきいき倶楽部」の推進、労福協の諸活動に取り組みます。

11. 「近畿ブロック」ハイキングの取り組み

2021年10月、京都退連が担当し秋のハイキングが実施される予定です。その成功に向けて取り組みます。

12. 会員交流事業の活性化

会員親睦・交流を深めるための活動を行います。具体的には四役会議、幹事会で協議します。

13. 年間活動計画

- (1)幹事会は、1月、3月、5月、7月、9月、10月の第4火曜日を基本に開催します。
(2)四役会は、「1月（連合大阪新春の集い開催日）」、2月、4月、6月、8月、10月の第4木曜日に定例開催します。また必要により随時開催します。
(3)女性役員懇談会を8月～9月に実施します。
(4)「2021大阪高齢者集会」
日時 2021年6月1日（火）13：30（毎年6月第一火曜日を定例化）
場所 ドーンセンターホール
(5)地区組織との懇談会及び連合大阪地域協議会との懇談会を、8月～9月に実施します。
(6)環境活動
2021年春、もしくは秋に箕面「連合の森」で雑木伐採等の活動を実施します。
(7)「近畿ブロック」の取り組み
①幹事会 2021年1月、9月
②ハイキング 2021年10月（京都退連担当）
(8)その他
その他の親睦交流行事、動員要請などは幹事会、四役会で協議します。

第2号議案 2021年度予算（案）

2021年度一般会計予算案 (2020年9月1日～2021年8月31日)

収入の部

科目	予算	前年決算	差額	摘要
前期繰越金	2,123,549	1,026,596	1,096,953	
会費	1,447,000	1,447,000	0	各退職者組織の年会費
交付金	3,900,000	3,900,000	0	連合大阪交付金
雑収入	50,000	122,162	-72,162	祝儀・利息・配当
合計	7,520,549	6,495,758	1,024,791	

支出の部

科目	予算	前年決算	差額	摘要
会議費	1,200,000	762,870	437,130	幹事会、四役会議の交通費等
行事費	1,400,000	585,504	814,496	高齢者集会、近プロ行事、定期総会等
活動費	2,500,000	2,085,135	414,865	事務局活動費・交通費、諸行動費等
組織対策費	500,000	278,700	221,300	総会等祝金・地区組織・女性役員連絡会他
教宣費	660,000	220,000	440,000	ふれあい大阪印刷費3号分
通信費	10,000	0	10,000	はがき代等
分担金	40,000	40,000	0	退職者連合納付金
雑費	200,000	0	200,000	事務用品・事務機器代等
拠出金	700,000	400,000	300,000	前期繰越金差額の約半額を特別会計に繰入
次年度繰越金	0	0	0	
予備費	310,549	0	310,549	
合計	7,520,549	4,372,209	3,148,340	

2021年度特別会計予算案 (2020年9月1日～2021年8月31日)

収入の部

科目	予算	前年決算	差額	摘要
前期繰越金	1,418,424	1,018,410	400,014	
繰入金	700,000	400,000	300,000	
雑収入	100	86	14	利息
合計	2,118,524	1,418,496	700,028	

支出の部

科目	予算	前年決算	差額	摘要
周年事業支出	0	0	0	
次年度繰越金	2,118,524	1,418,496	700,028	
合計	2,118,524	1,418,496	700,028	

第3号議案 2020・2021年度の役員体制について

2020・2021年度役員体制は、2020年度定期総会で選任されました。2020年度において、一部役員変更があり、以下の役員体制とします。

No	役職	組織名	役職・組織名	氏名
1	顧問	自治労	大阪退職者連合前会長	有元 章博
2	顧問	自治労（都市交）	大阪退職者連合（連合大阪高齢・退職者の会）元会長	岡副 常雄
3	顧問	U Aゼンセン	大阪退職者連合（連合大阪高齢・退職者の会）元会長	三ツ木宣武
4	顧問	連合大阪	連合大阪会長	田中 宏和
5	会長	基幹労連	基幹労連大阪府本部退職者の会	林 晃
6	副会長	J R連合	J R連合大阪府協議会退職者連絡会	青谷 重利
7	副会長	自治労（都市交）	自治退大阪交通退職者協議会	上田 一男
8	副会長	自治労	自治退大阪府職退職者会	植本眞砂子
9	副会長	連合大阪	連合大阪	香川 功
10	副会長	日教組	大阪府退職教職員連絡会協議会	富森 和男
11	副会長	情報労連	情報労連N T T労組退職者の会大阪支部協議会	中井 秀禮
12	副会長	電機連合	電機連合大阪地協・退職者連合	信田 昭也
13	副会長	U Aゼンセン	U Aゼンセン友の会大阪府支部	平岡 宣次
14	副会長	J A M	J A M大阪シニアクラブ	森本 實
15	副会長	日教組	大阪府退職女性教職員の会	横川万寿美
16	副会長	連合東大阪区地協	大阪退職者連合・東大阪退職者会	米田 治
17	事務局長	自治労	自治退大阪市職員退職者会	徳永 秀昭
18	事務局次長	U Aゼンセン	U Aゼンセン友の会大阪府支部	大塚 義彦
19	事務局次長	自治労	自治退豊中市職員退職者会	山本 修
20	幹事	J P労組	J P労組大阪連絡協議会退職者の会	安達 哲雄
21	幹事	情報労連	情報労連N T T労組退職者の会大阪支部協議会	池尻 貞男
22	幹事	U Aゼンセン	U Aゼンセン友の会大阪府支部	上田 良則
23	幹事	自治労	自治退大阪市従退職者会	上谷 高正
24	幹事	情報労連	情報労連N T T労組退職者の会大阪支部協議会	掛川つねみ
25	幹事	J A M	J A M大阪シニアクラブ	狩谷 道生
26	幹事	自治労	自治退大阪市学校給食調理員組合退職者会	黒瀬 順子
27	幹事	基幹労連	基幹労連大阪府本部退職者の会	小林 勝
28	幹事	私鉄総連	私鉄関西地連高齢者・退職者の会連絡協議会	坂野 弘志
29	幹事	自治労	自治退豊中市職員退職者会	島村 啓二
30	幹事	J A M	J A M大阪シニアクラブ	清水 謙一
31	幹事	電機連合	電機連合大阪地協・退職者連合	新保 市弘
32	幹事	自治労	自治退自治労東大阪市退職者会	杉浦 敏次

33	幹事	電力総連	関西電力総連高齢・退職者の会	高田 行雄
34	幹事	連合大阪	連合大阪	竹尾 稔
35	幹事	自動車総連	ダイハツ臯月会	辻 雅文
36	幹事	地域ユニオン	大阪地域合労OB・OG会	辻本 慶子
37	幹事	印刷労連	印刷労連関西地協退職者の会	中川 馨
38	幹事	UAゼンセン	UAゼンセン友の会大阪府支部	西浦まつ子
39	幹事	日教組	大阪府退職女性教職員の会	橋本佳代子
40	幹事・監査	森林労連	近畿中国地方林野関連退職者の会大阪支部	福井 温信
41	幹事	近畿労金	近畿労働金庫退職者会大阪支部	福間 清
42	幹事	日教組	大阪府退職教職員連絡会協議会	藤田 修
43	幹事・監査	交通労連	交通労連関西OB友愛会	水畑 正雄
44	幹事	JR連合	JR連合大阪府協議会退職者連絡会	森本 治
45	幹事	地方ユニオン	連合大阪スタッフユニオンOB会	森安 弘之
46	幹事	自治労（都市交）	自治退大阪交通退職者協議会	山口百合子
47	幹事	運輸労連	運輸労連大阪府連合会退職者の会	山本 治則
48	幹事	自治労（都市交）	自治退大阪交通退職者協議会	和多田 博
49	幹事	全水道	大阪市水道局退職者会	和田 滋
50	幹事	連合高槻連絡会	大阪退職者連合・北摂退職者連合	大田 修
51	幹事	連合東大阪区地協	大阪退職者連合・東大阪退職者会	徳野 稔
52	幹事	連合吹摂地区協	大阪退職者連合・吹摂退職者会	原 正己
53	幹事	連合豊能地区協	大阪退職者連合・豊能退職者連合	福原 輝幸
54	幹事	大阪市地域協議会	大阪市地域協議会役員OB会	須川伊和夫

【資料】2021年度介護保険制度・高齢者介護保健福祉制度等に係る要請

大阪退職者連合

1. 2025年度の地域包括ケアシステムの早期確立について

- (1) 介護保険は、満20年を迎えた。この間の要請では、①地域包括ケアシステムの実施に当たっては、小学校区を基本に基盤整備を図ること、②市民参画のもとに各種施策を進めることを求めてきた。現在「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の重要な時期にあるので、第8期計画策定の主な視点と変更点について明らかにすること。
- (2) ケアプランの作成・変更にあたっては、利用者の自己選択・自己決定を尊重すること。また、地域ケア会議の実施状況を明らかにすること。
- (3) 複合的な相談内容に対する総合的相談窓口を設置し、「介護と生活支援」「育児と介護」など、迅速な解決型の相談対応を行うこと。

2. 介護人材確保について

- (1) 介護サービスは、適正な人材確保が大きなウエイトを占める。介護人材不足で特別養護老人ホームなどが施設の一部閉所や受入れ制限をしたり、開設の延期を余儀なくされている事例やコロナ禍での訪問介護事業所従事者の離職や事業所閉鎖が散見される。介護ニーズに対応できる介護人材の確保に努めること。
- (2) 介護職員にかかる賃金などの労働条件の改善に向け、処遇加算の取得促進、職場環境の改善などを指導すること。併せて、人材育成、離職防止に向けて、介護事業者と連携し研修等の支援を積極的に行うこと。
- (3) コロナ感染症の水際対策により多くの技能実習生の入国が拒否されている。また、技能実習生の帰国困難者の増加により在留資格が延長されたが、就労に結びつかない状況となっている。こうした中で、技能実習生の実態を把握し、公表し、必要な対策を講じること。また、関係機関（国、自治体、外国人技能実習機構等の機関）と連携し、在留手続きの簡素化、労働条件の確保を図ること。

3. 新総合事業の充実について

- (1) 新総合事業の申請者・利用者に対して、チェックリストのみに依拠するのではなく、介護保険制度の内容を十分に説明し、本人合意を得ること。
- (2) 新総合事業に係る人材育成の充実を図るため、介護事業者(所)の意見を聞くとともに、「研修期間」「研修内容」の充実と報酬費の改善を図ること。

4. 介護と医療等の連携強化について

- (1) 在宅介護を進めるためには医療との連携は必須であり、訪問医療・訪問看護の充実など在宅医療制度の整備を促進すること。
- (2) 介護保険の自己負担を一律2割に引き上げることが次期制度改正で検討されている。介護サービスの利用は長期に及ぶことから、一律2割への引き上げを行わないよう国に働きかけること。
併せて、後期高齢者医療保険制度の自己負担割合を、2019年度から新たに75歳に達する人から2割とする引き上げを行わないよう国に求めること。

5. 認知症施策充実について

- (1) 2019年6月20日に認知症基本法案が、議員立法として衆議院に提出されたが継続審議となり、今後の国会で再び審議されることとなる。また、数は少ないが区市町村区においても「認知症条例」の制定が進んでいる。認知症当事者の参画できる体制での「認知症条例」の制定への準備を進めること。
- (2) 認知症患者を持つ家族が孤立しないよう総合的な家族支援を行うこと。
- (3) 認知症による一人歩き（徘徊）などに伴う地域（企業、民間団体などを含む）の総合的な支援体制を確立すること。また、全国市長会が国に要請している「認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対する支援制度」が創設されるまでの間、一人歩き（徘徊）に伴う事故等に対して個人登録制の行政支援を検討すること。

6. 介護施設等の充実について

- (1) 利用者の人権、プライバシーが保障される施設の拡充を図ること。また、地域の交流の場として、地域の誰もが自由に利用できるよう施設運営を支援すること。
- (2) 特別養護老人ホームの整備・拡充を図り、個室・ユニット型居住を行うこと。また「特養入所は原則要介護3以上」の入所基準の徹底について、生活状況などを総合的に勘案した運用を行うとともに、「施設入所者の食費・部屋代（補足給付）の要件」を改善すること。
- (3) 地域在宅生活を支援する小規模多機能型居住介護施設や看護小規模多機能居宅介護施設等の拡充を図ること。また、サービス付き高齢者向け住宅について、建設時の点検のみならず運営開始後も利用者のサービス充実の視点に立った、継続的な行政点検を行うこと。

7. 災害対策、その他について

- (1) 感染症対策を踏まえた自然災害への対応について、高齢者・障がい者、子ども、女性の視点で地域防災計画を見直すこと。また、新型コロナウイルス感染症により、介護施設・病院等でクラスターが発生したことを踏まえて、感染症への対応策を早期に策定し実施すること。同時に、感染症対策で面会が禁止された際にタブレット端末による間接的な面会が、入所者の認知機能や身体機能維持に効果的であることが報道された。こうした内容についても感染症対応策に盛り込むこと。
- (2) 第7期介護保険事業計画では多くの自治体で介護保険料が上がり、利用料も大幅に引き上げられた。これによる利用者負担の増加により「利用を自己規制」することにならないよう支援制度を検討すること。さらに、これ以上の介護保険料引き上げを行わないこと。
- (3) 保険者機能強化推進（インセンティブ）交付金などを活用し、健康体操のさらなる普及や通いの場の拡充など健康対策を強めるとともに、保険料の「減額」に努力すること。
- (4) 介護保険制度について、誰もが理解できるように分かりやすい説明を行うこと。また、介護保険料の決定・支払い手続きなどについても、分かりやすい説明を行うこと。

大阪退職者連合 規約

第1条（名称及び事務所）

この組織の名称は、大阪退職者連合（略称：大阪退連）といい、事務所を大阪府大阪市中央区大手前 2-1-7 大阪赤十字会館 5 階、日本労働組合総連合会大阪府連合会（連合大阪）内に置く。

第2条（目的）

大阪退連は、新しい高度な福祉社会を建設し、平和で豊かな高齢期を実現するための諸活動を推進することを目的とする。

第3条（事業）

大阪退連は、前条の目的達成のために必要な諸活動を行う。

第4条（構成）

大阪退連は、連合大阪構成組織、構成組織又はその傘下の単位組合によって組織された高齢者・退職者組織および目的に賛同する同種関連組織によって構成する。

第5条（加入及び脱退）

大阪退連は、団体加盟を原則とし、その加入及び脱退は文書届出により幹事会で承認する。

第6条（機関）

大阪退連に次の機関を設ける。

1. 総会
2. 幹事会

第7条（総会）

総会は、本会の最高決議機関であって、役員と代議員で構成し、毎年1回、会長が招集する。

2. 会長が必要と認めたとき、臨時総会を招集することができる。

第8条（幹事会）

幹事会は、大阪退連の執行機関であり、役員によって構成し、随時会長が招集する。幹事会の議長は会長があたる。

幹事会は、総会の決定に従い、その活動方針を具体的に企画・立案するとともに、日常業務を執行する。

第9条（専門委員会）

幹事会は、必要に応じて専門委員会を設置することが出来る。専門委員会は、その目的に応じた情報・資料の整備、政策・諸対策の調査、研究を行い、幹事会に報告する。

第10条（会議の成立・議決）

会議は、すべて3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数以上の賛成で議決する。

第11条（役員）

大阪退連に次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	若干名
事務局長	1 名
事務局次長	若干名
会計監査	2 名

幹事 若干名

第12条（顧問及び特別幹事）

大阪退連に顧問及び特別幹事を置くことが出来る。顧問及び特別幹事は総会の議を経て会長が委嘱する。

（幹事会確認事項：顧問の推薦基準は、連合大阪高退会（大阪退連）会長経験者、連合大阪現職会長とする。）

第13条（役員を選出及び任期）

役員は、総会で選出し、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

任期途中の役員の変更は幹事会で確認し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第14条（財政）

大阪退連の経費は、会費、助成金、寄附金、その他で賄う。

会計業務は、幹事会の責任において事務局次長が執行する。

第15条（会計年度及び監査報告）

会計年度は、毎年9月1日から翌年の8月31日の期間とし、会計監査は、年度毎に決算を監査し、総会・幹事会に報告・承認を得るものとする

第16条（規約の改廃）

この規約の改廃は総会において行う。

第17条（規約の発効）

1. この規約は、1992年3月その効力を発する
2. 1999年11月30日一部改正施行する。
3. 2001年11月27日一部改正施行する。
4. 2003年11月25日一部改正施行する。
5. 2015年11月24日一部改正施行する。

書面議決による総会に関する規定

第1条（規定の準拠）

この規定は、大阪退職者連合規約第7条に基づいて、特段の事情により通常の総会が開催できない場合に、書面議決による総会について定める。

第2条（総会の構成と方法）

大阪退職者連合に団体加盟している組織（以下、団体加盟組織という）の代表者1人を構成員とし、書面議決により議案への賛否を表明する書面会議を開催し、これをもって総会とみなす。

第3条（実施の手順）

(1) 総会の代議員

幹事会で総会の代議員数を、団体加盟組織ごとに決定する。なお前条の構成員は、団体加盟組織の代議員数の議決権を有するものとする。

(2) 議案の提出

幹事会で議案を確認し、前条の構成員に書面で送付することをもって議案提出とする

(3) 書面議決書の提出

構成員は団体加盟組織において議案を検討したうえで、書面議決書により提出期限までに議案に対する賛否を大阪退職者連合事務局に提出する。

(4) 議決結果の報告

大阪退職者連合事務局は提出期限までに提出された書面議決書により、賛否の代議員数を集計し、会長の確認を経て議決結果を幹事・構成員に報告する。このことをもって総会は終了したとみなす。

第4条（規定の改廃）

この規定は、幹事会の議を経なければ改廃できない。

第5条（規定の施行）

この規定は2020年7月28日から施行する。

この規定は2020年9月24日から改正施行する。

大阪退職者連合の交通費の支給に関する内規

第1条

この内規は、大阪退職者連合の幹事会・四役会議等の交通費の支給について定める。

第2条

幹事会等は、実費交通費として支給することとする。

第3条

連合大阪で開催する幹事会・四役会の交通費について以下のとおりとする。

- (1) 役員・幹事の自宅の最寄りの駅から天満橋駅までの往復交通費を支給する。
なお、この往復交通費は、1万円を上限とする。
- (2) 自宅から最寄り駅までの距離が1キロ未満は徒歩とする。なお、体調に応じて柔軟に対応することができるものとする。
- (3) 連合大阪以外で開催する交通費も、大阪市内であれば同額とする。
- (4) 実際の支給額は、過去6か月分を100円単位に切り上げて幹事会のおりに支給する。
- (5) 年2回の支給の幹事会は、1月と7月の幹事会とする。
- (6) 支給までの間に役員の異動があった場合は、その都度対応する。
- (7) 四役会の交通費も、(5)のおりに合算して支給する。
- (8) 大阪退連総会の交通費は、幹事までの支給としているので、上記の対応とする。

第4条

各構成組織退職者会の総会等に参加する交通費については、以下のとおりとする。

- (1) 大阪市内での総会等は、第3条と同額とする。
- (2) 大阪市外での総会等は、実費交通費の申告を受けて、第3条の支給のおりに合算して支給する。

第5条

介護保険制度等の自治体要請等への交通費については、自治体要請のおりに参加者の交通費の申告を受けて、第3条の支給のおりに合算して支給する。

第6条

退職者連合近ブロック連絡会の各種会議等への参加の交通費については、以下のとおりとする。

- (1) 大阪市内での開催については、第3条と同額とし合算して支給する。
- (2) 他府県での開催については、実費交通費の申告を受けて、その都度の支給とする。

第7条

日本退職者連合の各種会議等への参加の交通費については、都度の支給とする。

第8条

この内規は、2019年11月1日から実施する。
この内規を、2020年4月23日に改定実施する。

第9条

この内規は、四役会議もしくは幹事会の議を経なければ改廃できない。